

答 申 書
(答申第204号)
平成27年10月6日

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について (答申)

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）第2条第1項第3号の規定により、平成27年8月4日付け税務第1151号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、次のとおり意見を付した上で、諮問の内容は適当なものであると認めます。

なお、先般における個人情報の紛失という重大事故の発生に鑑み、特定個人情報ファイルの保管については、再発防止策を確実に履行し、このような事故が二度と起きないように、情報セキュリティ対策に関する基準に基づき、各課等の情報セキュリティ管理者が中心となり、外部記憶媒体の運用ルールを再確認し、徹底してください。

また、従業者に対する研修等をしっかり行い、特定個人情報の取扱いに万全を期してください。

記

評価実施機関	北海道知事
事務担当課	総務部財政局税務課
評価書名	地方税法等に基づく道税の賦課徴収事務 全項目評価書
保有することとなる特定個人情報ファイル名	道税総合情報処理システムデータベースファイル
点検結果（総評）	<p>北海道特定個人情報保護評価実施要綱第9の2の「審議の観点」について個別に内容を審査したところ、事務担当課では、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減させるための措置を講じているものと認められる。</p> <p>また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。</p>
意見	<ol style="list-style-type: none">1 特定個人情報を入手する際、紙媒体のデータをどのように保管・消去しているか、ガイドラインに従って施錠をして保管していることを明記した方が良い。2 パスワードの更新が一年に一度とされているが、更新頻度が低いと考えられるので、再検討を願いたい。3 特定個人情報ファイルの取扱いを委託する際に、ガイドラインに従って基本方針と取扱規程が整備されていること、人的・物理的・技術的安全管理措置の監査を行っていることを、明確に記載した方が良い。4 情報提供ネットワークシステムとの接続に係る記載において、道税総合情報処理システムに係る措置については、中間サーバーにおける記載のように、専用回線を利用していることを記載した方が良い。5 特定個人情報の保管・消去に関し、道職員が受理した申請書等、紙媒体情報に関する対策を明記した方が良い。6 ウィルス対策ソフトのパターンファイルの更新がどのように行われているか、記載した方が良い。

(注) 上記意見については、評価実施機関において、既に評価書に反映済みである。